明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○食品衛生法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働一〇二）　一
〔告　示〕
○食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（厚生労働二七三）　一
○肥料の登録の有効期間を更新した件（農林水産一二三六）　四
○肥料の仮登録の有効期間を更新した件（同一二三七～一二三九）　六
○農薬を登録した件（同一二四〇～一二四四）　九
○農薬を再登録した件（同一二四五、一二四六）　一四
○農薬の登録が失効した件（同一二四七）　一四
〔官庁報告〕
国家試験
平成二十七年度獣医師国家試験予備試験（公告）（農林水産省）　一四
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　一六
特殊法人等
公認会計士等の登録及び登録抹消関係　一九
地方公共団体
行旅死亡人関係　二四
会社その他
会社決算公告　二六

省令

○厚生労働省令第百二号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第十条の規定に基づき、食品衛生法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年五月十九日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

食品衛生法施行規則の一部を改正する省令

食品衛生法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一中第四百四十六号を第四百四十七号とし、第百六号から第四百四十五号までを一号ずつ繰り下げ、第百五号の次に次の一号を加える。

百六　クエン酸三エチル

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

告示

○厚生労働省告示第二百七十三号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第十一条第一項の規定に基づき、食品、添加物等の規格基準（昭和三十四年厚生省告示第三百七十号）の一部を次のように改正する。ただし、牛の脂肪、牛の肝臓、その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓、その他の家きんの筋肉、その他の家きんの脂肪、鶏の肝臓、その他の家きんの肝臓、その他の家きんの腎臓及びその他の家きんの食用部分に残留するアプラマイシンの量の限度、なつみかんの果実全体に残留するクレソキシムメチルの量の限度、ぎんなんに残留するクロチアニジンの量の限度、小豆類、えんどう、そら豆、らっかせい、その他の豆類、アスパラガス、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム、その他のかんきつ類果実、かき、バナナ、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、その他の果実及びホップに残留するクロラントラニリプロールの量の限度、米、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし、そば、その他の穀類、トマト、すいか、メロン類果実、まくわうり、みかん、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム、その他のかんきつ類果実、りんご、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー、ハックルベリー、その他のベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウィー、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし、その他の果実、ひまわりの種子、ごまの種子、べにばなの種子、綿実、なたね、その他のオイルシード、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド、くるみ、その他のナッツ類及びその他のスパイスに残留するジクロベニルの量の限度、だいこん類の根及びだいこん類の葉に残留するピリフルキナゾンの量の限度、えんどう、そら豆、らっかせい、その他の豆類、さといも類、かんしょ、こんにゃくいも、その他のいも類、西洋わさび、クレソン、ケール、こまつな、きょうな、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、その他のきく科野菜、にんにく、わけぎ、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、その他のせり科野菜、ピーマン、すいか、メロン類果実、まくわうり、ほうれんそう、たけのこ、しょうが、マルメロ、ネクタリン、あんず、すもも、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー、ハックルベリー、その他のベリー類果実、バナナ、パパイヤ、アボカド、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし、その他の果実及びその他のハーブに残留するフルアジナムの量の限度、米、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし、そば、その他の穀類、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らっかせい、その